

団体長期障害所得補償保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

(当会社の責任)

第1条 当会社は、被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）を被り、その直接の結果として就業障害となったときに、被保険者が被る損失についてこの約款および協定書に従い保険金を支払います。

(用語の定義)

第2条 この保険契約において次に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

(1) 被保険者

協定書記載の被保険者をいいます。

(2) 傷害

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(3) 疾病

被保険者が被った前号の傷害以外の身体の障害をいいます。

(4) 身体障害を被った時

イ. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時

ロ. 疾病については、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時。

(5) 就業障害

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている協定書記載の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

(6) 免責期間

就業障害が継続する協定書記載の期間をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

(7) てん補期間

免責期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、当社が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

(8) 所得

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれません。

(9) 平均月間所得額

就業障害が開始した日の属する月の直前12カ月間の所得の平均月間額をいいます。

(10) 支払基礎所得額

保険金の算出の基礎となる協定書記載の所得の額をいいます。

(11) 回復所得額

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

(12) 所得喪失率

次の算式によって算出された率をいいます。

$$1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があったときは、当社は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

(13) 約定給付率

保険金の算出の基礎となる協定書記載の率をいいます。

(14) 最高保険金支払月額

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書記載の金額をいいます。

(15) 継続契約

団体長期障害所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約（以下「団体長期障害所得補償保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その団体長期障害所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日）を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。

(契約の協定事項)

第3条 当社は、次の各号の事項については契約締結の際、保険契約者と当社と協議の上、協定書を定めます。

- (1) 被保険者の範囲
- (2) 就業障害の定義
- (3) 保険金の支払方法
- (4) 支払基礎所得額の算出方法
- (5) 約定給付率
- (6) 最高保険金支払月額
- (7) 免責期間
- (8) てん補期間
- (9) 始期前治療に関する取扱
- (10) 保険料に関する事項
- (11) 無事故戻しの有無

2. 前項の規定によって定められた事項については、原則として保険期間の中途において変更できないものとします。

3. 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

(責任の始期および終期)

第4条 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり末日の午後4時に終わります。

2. 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

3. 第1項にかかわらず、当社の保険責任は、保険契約が開始して後に被保険者の範囲に該当した者については、被保険者の範囲に該当した時から開始します。

4. 保険契約が開始した場合においても、当社は協定書に特別の規定のない限り、保険料領収前に開始した就業障害については、保険金を支払いません。

(保険期間と支払責任の関係)

第5条 当社は、保険期間中に就業障害が開始した場合にかぎり、保険金を支払います。

第2章 保険金の支払額

(保険金の支払額)

第6条 当社は、てん補期間中の就業障害である期間に対して、支払基礎所得額をもとに協定書記載の方法により算出した額を保険金として支払います。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。

2. 前項において、てん補期間中の就業障害である期間が1か月以上継続する場合には、当社は、1か月を単位として保険金の内払を行います。
3. 第1項にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額をこえる場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として支払保険金の額を算出します。
4. 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する損害額を決定して保険金を支払います。
5. 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。
6. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業障害である期間が延長したときも、前2項と同様の方法で支払います。

(重複保険契約)

第7条 この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約（以下「重複保険契約」といいます。）があり、保険金支払の対象となる就業障害の期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した就業障害である期間1か月に相当する支払責任額の合計額が平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額をこえるときは、当社は、次の算式によって算出された額を保険金として支払います。

この保険契約における就業障害である期間1か月あたりの支払保険金の額

= 平均月間所得額×所得喪失率×

この保険契約における就業障害である期間1か月あたりの支払責任額
 ───────────
 それぞれの保険契約における就業障害である期間1か月あたりの支払責任額の合計額

(就業障害の重複)

第8条 当社は、原因または時を異にして被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

(就業障害の再発の取扱)

第9条 免責期間をこえる就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって就業障害が再発したときは、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

2. 前項の規定にかかわらず、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となったときは、後の就業障害は前の就業障

害とは異なった就業障害とみなします。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補期間の規定を適用します。

3. 前2項の免責期間および補期間については、協定書に特別の規定がある場合には協定書の規定に従うこととします。

第3章 保険金を支払わない場合

(保険金を支払わない場合)

第10条 当社は、次の各号に掲げる身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害。
ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- (4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りではありません。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被った身体障害
- (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- (7) 前2号の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- (8) 第6号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- (9) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）
- (10) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害
- (11) 地震、噴火または津波によって被った身体障害
- (12) 地震、噴火もしくは津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混

乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害

- (13) 被保険者の精神病、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。）
- (14) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
- (15) 発熱等の他覚的症候のない感染（病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。以下同様とします。）

第4章 保険契約者または被保険者の義務

（告知義務）

第11条 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約またはこの保険契約の当該被保険者部分を解除することができます。

2. 前項の規定は、次の各号の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のを知り、または、過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 被保険者が身体障害を被る前に、保険契約者または被保険者が、前項の告げなかった事実または告げた不実のことにについて書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項の告げなかった事実または告げた不実のを知った日から、その日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3. 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社の危険測定に関係ないものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りではありません。

4. 第1項の解除が、てん補期間が開始した後になされた場合でも、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

5. 保険契約を締結する際に、当会社が特に必要と認めたときは、事実の調査を行

い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(保険料の追徴または返還)

第12条 前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を追徴または返還します。

2. 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払い込みを怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する就業障害については、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 更正すべき事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業障害

(2) 更正すべき事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始した就業障害

(通知義務)

第13条 保険契約締結の後、次の各号の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知し、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

(1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の重要な変更

(2) 重複保険契約の締結

2. 前項第1号の通知を受けた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の条件に基づく保険料（以下「変更前保険料」といいます。）と変更後の条件に基づく保険料（以下「変更後保険料」といいます。）との差に基づき計算した保険料を追徴または返還します。

3. 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払い込みを怠ったときは、次の各号のいずれかに該当する就業障害については、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 第1項第1号の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業障害

(2) 第1項第1号の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始した就業障害

4. 保険契約者または被保険者が第1項の手続きを怠った場合において、変更後保険料が変更前保険料よりも高いときも前項と同様とします。

(業務復帰援助のための協議)

第14条 被保険者は、就業障害になったときは、所得の喪失を防止または軽減するため業務復帰に務めなければなりません。

2. 当社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。
3. 当社は、前項の協議の結果として当社が認めた被保険者の業務復帰のために有益な費用を支払います。

第5章 保険契約の無効、失効および解除

(保険契約の無効)

第15条 保険契約締結の当時、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺（未遂を含みます。）の行為があったときは、この保険契約またはこの保険契約の当該被保険者部分は無効とします。

(保険契約の失効)

第16条 保険期間中、被保険者が死亡したとき、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなったときまたは従事できなくなったときは、この保険契約の当該被保険者部分は効力を失います。

(保険契約の解除)

第17条 当社は、この保険契約の被保険者について第13条（通知義務）第1項第2号に規定された重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認裏書請求書を受領したか否かを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約の当該被保険者部分を解除することができます。

2. 前項のほか、当社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の30日前の日以前に保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
4. 第1項の解除をした場合において、次の各号のいずれかに該当する就業障害については、当社は、保険金を支払いません。
 - (1) 第13条（通知義務）第1項第2号に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に被った身体障害による就業障害
 - (2) 第13条（通知義務）第1項第2号に規定された重複保険契約の事実が生じた時から、解除した時までの期間中に開始した就業障害
5. 第1項に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日から30日以内に行使しなければ消滅します。

6. 前項の場合において、当社がすでに保険金を支払っていたときは、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。

（保険契約解除の効力）

第18条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（保険料の返還—無効、失効の場合）

第19条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）に故意または重大な過失があったときは、当社は、この保険契約またはこの特約の当該被保険者部分については保険料を返還しません。

2. 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合には無効部分について保険料の全額を返還し、失効の場合には失効となった部分について当社所定の方法により計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき就業障害が生じていたときは、当該被保険者部分については保険料を返還しません。

3. 保険期間が1年をこえる保険契約の無効または失効の場合には、当社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前2項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

（保険料の返還—解除の場合）

第20条 第17条（保険契約の解除）第1項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、当社所定の方法により計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき就業障害が生じていたときは、当該被保険者部分については保険料を返還しません。

2. 第17条（保険契約の解除）第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、当社所定の方法により計算した保険料を返還します。

3. 第17条（保険契約の解除）第3項の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から当社所定の方法により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき就業障害が生じていた場合は、当該被保険者部分については保険料を返還しません。

4. 第11条（告知義務）第1項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。

5. 保険期間が1年をこえる保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前4項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第6章 保険金請求の手続き

(就業障害が開始したときの通知)

第 21 条 就業障害が開始したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、就業障害が開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を当会社に書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金の請求)

第 22 条 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合には、保険金請求書に次の各号の書類を添えて、当会社に提出しなければなりません。

(1) 当会社の定める就業障害状況報告書（原則として事業主の証明を要します。）

(2) 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書

(3) 被保険者の印鑑証明書

(4) 身体障害の内容および就業障害を証明する医師の診断書

(5) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

(6) 当会社が被保険者の症状、治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

(7) 所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類

(8) 当会社が被保険者の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書

(9) 被保険者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書

2. 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、前項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

3. 当会社は、前 2 項以外の書類の提出を求めることまたは前 2 項の提出書類の一部の省略を認めることができます。

4. 当会社は、第 1 項第 1 号、第 2 号または第 7 号の書類もしくはそれ以外の書類について保険契約者に対し提出を求めることができます。

5. 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条または本条の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(当会社の指定医による診察等の要求)

第 23 条 当会社は、第 21 条（就業障害が開始したときの通知）または前条の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定す

る医師による被保険者の身体の診察を行うことを求めることができます。

2. 前項の当会社の申し出につき、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

(保険金の支払)

第24条 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第22条（保険金の請求）の手続を完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、その調査を終えた後に、遅滞なく保険金を支払います。

2. 前項の規定は、てん補期間中の就業障害である期間が1か月以上継続する場合には、各回の保険金の内払について適用します。ただし、当会社は、この場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者の同意を得た上で、当会社所定の方法により、1か月以上の単位で一括して保険金を支払うことがあります。
3. 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(鑑定人および裁定人)

第25条 身体障害の程度、就業障害である期間および支払基礎所得額または保険金等の決定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし、鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

2. 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第7章 その他

(訴訟の提起)

第26条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(準拠法)

第27条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

精神障害担保特約条項

当社は、この特約条項により、団体長期障害所得補償保険普通保険約款第10条（保険金を支払わない場合）第13号の規定にかかわらず、被保険者の精神障害による就業障害のうち、次の精神障害を原因とするものについては保険金を支払います。ただし、この特約条項による保険金の支払いは、てん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

- (1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（以下「総務庁告示分類項目」といいます。）中の分類番号F04～F09に該当する精神障害
 - (2) 総務庁告示分類項目中の分類番号F20～F51に該当する精神障害
 - (3) 総務庁告示分類項目中の分類番号F53に該当する精神障害
 - (4) 総務庁告示分類項目中の分類番号F59～F63に該当する精神障害
 - (5) 総務庁告示分類項目中の分類番号F68～F69に該当する精神障害
 - (6) 総務庁告示分類項目中の分類番号F84～F89に該当する精神障害
 - (7) 総務庁告示分類項目中の分類番号F91～F92に該当する精神障害
 - (8) 総務庁告示分類項目中の分類番号F95に該当する精神障害
- 2 前項に規定する支払限度については、協定書に特別の規定がある場合には協定書の規定に従うこととします。

保険期間に関する特約条項

当社は、この特約条項により、団体長期障害所得補償保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、この保険契約における当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

① 当社は、この特約条項に従い、団体長期障害所得補償保険普通保険約款第10条（保険金を支払わない場合）第5号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ

る状態をいいます。)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。

- ② 当社は、団体長期障害所得補償保険普通保険約款第 10 条（保険金を支払わない場合）第 5 号以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に、前項と同じ規定がある場合には、その規定についても前項と同様に読み替えて適用します。

第 2 条（追加保険料の請求またはこの特約条項の解除）

- ① 当社は、前条第 1 項により読み替えた団体長期障害所得補償保険普通保険約款第 10 条（保険金を支払わない場合）第 5 号のただし書きの危険が著しく増加したと認めるときは、保険証券記載の保険契約者の住所（保険契約者が住所を変更した旨の通知が当社にあった場合はその住所をいいます。）にあてた 48 時間以前の予告により、追加保険料を請求することまたはこの特約を解除することができます。
- ② 前項の規定により当社がこの特約を解除する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 保険契約者が死亡している場合で、この保険契約上の権利および義務を継承した保険契約者が明らかでないとき。
 - (2) 保険契約者が死亡している場合で、この保険契約上の権利および義務を継承した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
 - (3) 前 2 号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第 3 条（追加保険料領収前の事由による損害）

保険契約者が前条第 1 項の追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に、生じた事由に対しては保険金を支払いません。

第 4 条（特約解除の効力）

第 2 条（追加保険料の請求またはこの特約条項の解除）第 1 項の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第 1 条（戦争危険等免責の一部修正）各号の読み替えはなかったものとします。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- (2) 保険料の収納および受領または返戻
- (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。